

# 安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェック 義務化



## 令和4年4月1日から

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認する
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する

## 令和5年12月1日から

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う
- アルコール検知器を常時有効に保持する

待って!

今日も飲酒  
してないです!

社用車を  
運転するのは、  
**アルコール  
検知器**で  
✓**チェック**  
してからです!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化

令和4年  
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年  
12月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転者(飲酒)の有無を確認する義務化!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化

事業所の飲酒運転根絶  
**取組強化!**

